

地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる社会保障施策に要する経費

平成26年4月1日より消費税率(国・地方)が5%から8%へ引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分については、その用途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

令和元年度涌谷町一般会計予算における社会保障施策経費への充当状況については、下記のとおりです。

(歳入) ・地方消費税交付金(社会保障財源化分) 132,008 千円

(歳出) ・地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる社会保障施策に要する経費 2,290,507 千円

【社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費】

項目	予算科目			特定財源				一般財源		
	款	項	目	令和元年度 当初予算	国庫支出金	県支出金	町債	その他	引上げ分の 地方消費税	その他
社会福祉	民生費	社会福祉費	社会福祉総務費	289,462	27,522	59,012	0	3,059	19,317	180,552
			国民年金事務費	90	90	0	0	0	0	0
	老人福祉費		576,442	1,613	37,177	0	1,520	51,817	484,315	
	障害者福祉費		384,604	154,292	98,057	0	0	12,782	119,473	
	児童福祉費	児童福祉総務費	451,984	217,574	81,023	0	18,123	13,073	122,191	
		母子・父子福祉費	3,060	0	1,311	0	350	135	1,264	
		児童館費	228,571	115,458	35,316	32,400	0	4,388	41,009	
		児童福祉施設費	55	0	0	0	0	5	50	
		保育所費	140,657	4,023	4,023	0	12,198	11,638	108,775	
		災害救助費	622	0	0	0	0	0	622	
小計①				2,075,547	520,572	315,919	32,400	35,250	113,155	1,058,251
社会保険	民生費	社会福祉費	老人福祉費	0	0	0	0	0	0	0
			小計②				0	0	0	0
保健衛生	衛生費	保健衛生費	保健衛生総務費	124,981	533	906	0	3,185	11,633	108,724
			予防費	37,058	0	0	0	0	3,582	33,476
			環境衛生費	20,026	2,484	0	0	1,377	1,562	14,603
			疾病予防対策事業費	32,895	30	1,007	0	11,011	2,076	18,771
小計③				214,960	3,047	1,913	0	15,573	18,853	175,574
合計①+②+③				2,290,507	523,619	317,832	32,400	50,823	132,008	1,233,825

※1社会保険の部分については、国民健康保険・介護保険・年金など。それぞれ、社会福祉総務費、老人福祉費に含まれます。

※2保育所費については、こども園経費に含まれる幼稚園分の経費を除いた金額となっており、当初予算書の金額と一致しません。